

西淀川区役所庁舎内及び敷地内における掲示物の掲示要領

（目的）

第1条 この要領は、大阪市区役所庁舎管理規則（平成19年大阪市規則第48号）第11条の規定に基づき、西淀川区役所庁舎内及び敷地内（以下、庁舎内等という）において、はり紙、ポスターその他これに類するもの（以下、「掲示物」という。ただし、行政財産を活用した広告事業に関するもの、職員への周知等を目的として執務室内に来庁者から目立たない様に掲示するものは除く。）を掲示する際の取扱いを定め、秩序ある掲示及び管理に資することを目的とする。

（掲示基準）

第2条 区民等への周知を目的とするもので、次の各号に該当する掲示物は、掲示することができる。

- （1） 本市が主催・共催・参画・後援する事務事業に関するもの
- （2） 国の機関又は他の地方公共団体が主催・共催・参画・後援する事務事業に関するもの
- （3） その他、公益性があるもので掲示することが適当であると区政企画課長が認めたもの

2 次の各号に該当する掲示物は、掲示することができない。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すもの
- （2） 政治性、宗教性のあるもの又は営利を目的としたもの
- （3） その他、庁舎内等の管理上の問題や公平性・公正性の観点などから掲示することが適当でないと区政企画課長が認めたもの

（掲示場所）

第3条 掲示物の掲示場所は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 庁舎内等に設置する、別表に定める掲示板
- （2） 各課窓口カウンター

2 前項に規定する掲示場所以外の待合スペースにある壁面や柱、廊下やトイレ、エレベーター内などの共用部分には掲示物を掲示できない。ただし、総務課長と協議のうえ掲示することに特段の事由があると認めた場合は、掲示できるものとする。この場合、掲示位置や掲示方法等は、総務課長の指示に従うものとする。

（掲示板の掲示期間）

第4条 第3条第1項1号に定める掲示板の掲示期間は、次の各号に定めるとおりとする。

- （1） 掲示物の内容に関して期日や期間が明らかである場合は、当該期日又は期間の最終日まで掲示することができる。

- (2) 掲示物の内容に関して、期日や期間が明らかでない場合は、掲示を行う日から6か月後の月末まで掲示することができる。ただし、区政企画課長が特段の事由があると認める場合は、掲示期間を別途定めることができる。

(掲示板の掲示許可)

第5条 第3条第1項1号に定める掲示板に掲示物を掲示しようとする者は、別添様式により区政企画課長の許可を受けなければならない。ただし、掲示物を掲示しようとする課の課長が第2条第1項1号及び2号に規定する掲示基準、並びに第4条第1項各号に規定する掲示期間を明らかに満たしていることを確認した場合は、許可を受けたと見なすことができる。

- 2 区政企画課長は、許可を受けて掲示している掲示物について、本市の事務事業や庁舎内等の管理にあたり必要と認める場合は、許可の全部若しくは一部を取消し、又は掲示場所を変更することができる。

(掲示等の方法)

第6条 掲示物の掲示方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 掲示物を掲示する際は、掲示場所の設備等を汚損・破損させることのない材質のテープ・シール等を使用すること。掲示場所の塗装面の剥離や、接着部分が掲示場所に固着して除去できなくなるような接着力が著しく高いものは使用しないこと。また、掲示に使用するテープ・シール等は掲示物の裏面に付すなど、掲示物の表面全体が見える掲示に努めること。
- (2) 掲示物を掲示する際は、他に掲示されている掲示物の縦横の掲示位置を合わせるなど、見やすく美観を損なわないように掲示すること。
- (3) 掲示物を掲示板に掲示する際は、掲示板の枠内に収めること。
- (4) 掲示物の右下隅付近に掲示開始年月を記載すること。

- 2 掲示物を撤去する際は、掲示に使用したテープ・シール等も掲示場所から完全に除去し、原状復帰させること。

(掲示物の管理)

第7条 掲示物の管理は、掲示物の掲示を行う課の課長が行うものとする。

- 2 掲示物の掲示を行う課の課長は、管理する掲示物の脱落や汚損・破損等の有無について、当該掲示物の掲示担当者に随時点検させなければならない。
- 3 掲示物の掲示を行う課の課長は、管理する掲示物について汚損・破損等が判明した場合、当該掲示物の掲示担当者に対して速やかに補修等を行うように指示しなければならない。汚

損・破損等が著しく、補修等を行っても掲示にたえない場合は、当該掲示物の掲示担当者に速やかに撤去させなければならない。

- 4 掲示物の掲示を行う課の課長は、管理する掲示物について第4条の各号に規定する掲示期間が満了した場合は、当該掲示物の掲示担当者に速やかに撤去させなければならない。

(違反掲示物の撤去)

第8条 総務課長は、本要領に違反する掲示物について、撤去させることができる。

(別表) 掲示板一覧

	設置場所	主に掲示板を管理する課
B1F	風除室（パーテーション、ホワイトボード）	防災安全課
1F	正面玄関東側（屋外）	区政企画課
	職員用駐輪場南側（屋外）	区政企画課
	窓口サービス課（保険年金）西側壁面	窓口サービス課（保険年金）
	窓口サービス課（住民情報）西側壁面	窓口サービス課（住民情報）
	正面玄関風除室（夜間休日案内板 裏側）	区政企画課
	エレベーターホール自動ドア内側（ホワイトボード）	区政企画課
2F	診察室1 東側壁面	保健福祉課（健康推進）
	保健福祉課（こども福祉）正面壁面（右側）	保健福祉課（健康推進）
	保健福祉課（こども福祉）正面壁面（左側）	保健福祉課（総合福祉）
	保健福祉課（総合福祉）東側壁面	保健福祉課（健康推進）
3F	301 会議室東側壁面	保健福祉課（生活支援）
	和洋室正面壁面	保健福祉課（生活支援）
	保健福祉課（生活支援）東側壁面	保健福祉課（生活支援）
	生活自立支援相談窓口西側壁面	保健福祉課（総合福祉）
	栄養講習室南側壁面	保健福祉課（健康推進）
4F	エレベーターホール東側壁面	地域支援課
	まちづくり区民協働スペース西側壁面	地域支援課
5F	エレベーターホール東側壁面	区政企画課
	派出銀行正面壁面	区政企画課

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年7月15日から施行する。

(別添)

令和 年 月 日

区政企画課長 様

庁舎内掲示許可申請書

申請者（補職・氏名）

庁舎内掲示について、以下の通り申請します。

掲示場所	掲示物	主催者	掲示開始日	掲示終了日	承認欄 (押印)

※ 掲示終了日は、最長でも開始日から２年後までとする。